

## 高齢者等地域見守り活動に関する協定書

鹿島市（以下「甲」という。）とコープさが生活協同組合（以下「乙」という。）は、甲が実施する高齢者等地域見守り活動に関し、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が業務上の連携を図り、積極的に見守り活動を行うことにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援することを目的とする。

### （協力）

第2条 乙は、前条の趣旨に賛同し、自らの業務に支障のない範囲で活動の実施に協力するものとする。

### （通報）

第3条 乙は、鹿島市内における業務中に、高齢者世帯等において何らかの異変を察知した場合は、甲に連絡又は通報するものとする。但し、緊急性や重大性があると判断した時は、必要な措置を行うとともに、管轄の警察署または消防署等に通報するものとする。

### （甲の対応）

第4条 甲は、前条の規定による乙からの連絡又は通報があった時は、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

### （免責）

第5条 乙は、第3条の規定による連絡又は通報を行うことができない場合であっても、高齢者世帯等において生じた問題について、その責任を負わないものとする。

### （秘密保持の義務）

第6条 乙は、この活動の協力にあたって知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく活動協力が終了した後も、同様とする。

### （協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出が無いときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### （協議）

第8条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月4日

甲 鹿島市大字納富分2643番地1

鹿島市長

樋口 久後



乙 佐賀県佐賀市開成3丁目3-28

コープさが生活協同組合

会長

桑原 康子

